

## 公益社団法人日本ローイング協会懲罰規定

### 第1条（目的）

本規定は、公益社団法人日本ローイング協会（以下「本会」という。）の定款、コンプライアンス規定その他当会が定める規定に違反するなど、ローイング競技の普及発展を阻害する行為を戒め、ローイング競技の発展と社会的な信頼の確保を図ることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本規定は、以下の各号に定める者（以下「会員ら」という。次条各号の禁止行為を行った時点で会員らであった場合を含む。以下本規定において同じ。）に適用する。なお、本会定款第50条に規定する事務局職員については、就業規則の定めによるものとする。

- （1）役員等：本会定款第5条の社員、第22条の役員（理事・監事）、第29条の相談役、第38条の名誉職（名誉会長・顧問・参与）及び各種委員会のオフィサー・委員・スタッフ等をいう。
- （2）指導者：本会の委嘱を受けてローイング競技に関する指導に当たるコーチ、トレーナー、ドクター等をいう。
- （3）団体：各都道府県協会に登録する団体をいう。
- （4）選手：各団体を通じて、各都道府県協会に選手として登録する者をいう。
- （5）審判員：各都道府県協会に登録する審判員をいう。
- （6）前各号に掲げるほか、諸事情（当該者とローイング競技との関係や問題となる行為の性質等）に鑑み、本規定を適用すべきと当会が合理的に判断する者

### 第3条（禁止行為）

会員らは、以下の行為をしてはならない。

- （1）暴行、暴言、いじめ、パワーハラスメント等を行うこと。
- （2）指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為、性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと。
- （3）差別的行為や違法賭博等の公序良俗や法令等に反する行為を行うこと。
- （4）世界アンチ・ドーピング機構（WADA）、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）及び本会のアンチ・ドーピング規程に違反すること。
- （5）競技会等の円滑な運営を妨げること。
- （6）本会における職務や地位を利用して自己もしくは第三者の利益を図ることや斡旋・強要をすること。
- （7）補助金等の不正受給、不正使用、本会の財産の横領、脱税、不適切な支出等の不正経理を行い、職務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求し、又は約束すること。
- （8）反社会的勢力（暴力団や暴力団員、その準構成員、暴力団関係企業やこれらに準じる者）と関係を有すること。
- （9）本会の規定等に違反すること。
- （10）本会の機密事項を漏洩すること。
- （11）上記各号に掲げるほか、本会の品位を害し、又は本会の名誉を毀損させる行為。

#### 第4条（懲罰処分の種類）

1. 本会は、前条の禁止行為を行った会員ら（以下「対象者」という。）に対し、以下に定める懲罰処分のうち、一あるいは複数を科することができる。なお、第2条第6号に掲げる者に対する処分は、当該者の立場等に鑑み、以下各号のうち適用すべき区分の懲罰処分の中から選択するものとする。

##### （1）役員等又は指導者に対する処分

###### ア 戒告

口頭又は文書をもって戒める。

###### イ 講責

始末書を提出させ、将来を戒める。

###### ウ 資格取消

役員等の違反者については、その資格（資格とは委員、名誉職等の資格を指す。）を取り消す。

###### エ 減給

当会より報酬を得ている違反者については、その報酬を一定の期間、一定の割合減額する。

###### オ 諭旨退任

役員等の違反者については、諭旨により退任願を提出させる。

###### カ 解任

役員等の違反者については、理事会に対して、解任を提案する。

##### （2）団体に対する処分

###### ア 戒告

口頭又は文書をもって戒める。

###### イ 講責

始末書を提出させ、将来を戒める。

###### ウ 戦績の没収

###### エ 出場資格の停止

無期限又は違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する。

###### オ 除名

本会から除名する。

##### （3）選手に対する処分

###### ア 戒告

口頭又は文書をもって戒める。

###### イ 講責

始末書を提出させ、将来を戒める。

###### ウ 活動停止

ローアーリング競技に関する一切の活動を5日以上4年以下の一定期間又は無期限に禁止する。

###### エ 除名

本会から除名する。

#### (4) 審判員に対する処分

##### ア 戒告

口頭又は文書をもって戒める。

##### イ 謹責

始末書を提出させ、将来を戒める。

##### ウ 活動停止

ローイング競技に関する一切の活動を5日以上4年以下の一定期間又は無期限に禁止する。

##### エ 登録の取消し

登録を取り消す。

2. 本会は、前項各号の処分に代えて、又は併せて、対象者に対し、一定期間のボランティア活動への従事、研修会、講習会への出席その他必要な措置を課すことができる。
3. 禁止行為を教唆、幫助した者、指導監督すべき立場にある者で指導監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
4. 処分の種類及び内容は、次の事情を考慮して決定する。

##### (1) 違反行為の態様

##### (2) 違反行為の動機

##### (3) 対象者の地位・立場、被害者との関係

##### (4) 違反行為により発生した結果の重大性（実害の大小、被害者の多少）

##### (5) 被害者の帰責性の大小

##### (6) 改悛の情の有無

##### (7) 違反行為の社会に与えた影響の大小

##### (8) その他違反行為に関する一切の事情

#### 第5条（調査）

1. 本会は、第2条に定める者が禁止行為を行ったおそれがあると認めた場合（行為者を特定することができない場合を含む。）、コンプライアンス委員会に対し、その事案に関する調査を請求することができる。
2. 前項の調査を受けた場合、コンプライアンス委員会は、対象者またはその所属団体から対象行為を特定した上で、事情を聴取しなければならない。

#### 第6条（処分決定）

1. 対象者が役員等である場合は、コンプライアンス委員会は、前条の調査が終了した後速やかに、理事会に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する。
2. 対象者が指導者である場合は、コンプライアンス委員会の答申を受け、業務執行会議の決議により決定する。
3. 対象者が前2項に定める者以外である場合は、業務執行会議の決議により決定する。ただし、重大な事案である場合は、理事会の決定を要する。
4. 処分を決定した場合には、速やかに、対象者に通知する。

#### 第7条（公正の保持）

懲罰処分の決定及びこれに関する手続は、公正かつ適正に行わなければならない。

#### 第8条（手続の秘密性）

コンプライアンス委員会による調査手続は、これを非公開とする。

#### 第9条（機密の保持）

コンプライアンス委員会委員及び懲罰処分に関する業務に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第10条（刑事裁判等との関係）

処分の対象となる禁止行為について、対象者が刑事裁判その他の本会以外の処分を受けたとき、又は受けようとするときであっても、本会は、同一案件について、適宜に、その対象者を処分することができる。

#### 第11条（スポーツ仲裁の申立て）

本規程に基づいて懲罰処分を受けた者が、当該処分に対して不服を有する場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の申立てをすることができる。

#### 第12条（その他）

本規定の改定は、理事会の決議を要する。

#### 附則

- この規定は令和2年6月20日から施行する。
- この規定は2022年（令和4年）1月1日から改定施行する。